

別紙

単品スライド条項対象品目

品目名	該当工事材料
鋼材類	鉄筋、形鋼、矢板、鋼管（杭）、ダクタイル鋳鉄管、ボルトナット、鉄線、鉄網等鉄製品
燃料油	ガソリン、軽油、重油、混合油
その他金属類	ステンレス製品、アルミニウム製品、銅製品等非鉄金属製品
その他石油製品	合成ゴム等石油製品、瀝青系資材等
コンクリート類	生コンクリート、セメントモルタル、セメント
アスファルト類	加熱アスファルト混合物、アスファルト乳剤等
コンクリート製品類	U字溝、L形側溝、ボックスカルバート、コンクリート擁壁、その他PC製品等
石材類	砕石・砂（再生材を含む）、捨石、栗石、張り石、山土など
木材類	角材、木杭、横矢板など木製品
合成樹脂類	硬質塩化ビニル管、一般用ポリエチレン管等合成樹脂製品
タイル類	内外装タイル、床タイルなど
ガラス類	フロートガラス、強化ガラスなど
内装ボード類	石こうボード、岩綿吸音板、けい酸カルシウム板

※品目の分類は、上記を基本とする。

※上記分類にない品目等については監督員と協議のこと。

※単品スライド条項の対象とする工事材料は、同条項の主旨により、当該工事の「主要な工事材料」であること。